

## 島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領

### (目的)

第1条 この要領は、島根県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第5に基づき、評価機関の認証に関する事項及び認証を受けた評価機関が遵守すべき事項等を定めることにより、評価機関の参入促進と第三者評価事業の公平かつ適切な実施を図ることを目的とする。

### (認証の要件)

第2条 評価機関の認証は次の各号に掲げる要件を全て満たしている者に対して行うものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 同一法人内において、評価を行おうとする福祉サービスを提供していないこと  
(当該サービスと密接な関わりのある事業を提供している場合を含む。)
- (3) 第6条の規定を遵守して評価調査を実施する者であること。
- (4) 評価調査者が次の区分ごとに1人以上所属していること。
  - ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - イ 福祉、保健、医療分野の有資格者又は学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同程度の福祉サービスに関する知識を有する者
- (5) 前号の評価調査者は、県が行う評価調査者養成研修又はこれに相当する研修を修了し、別に作成する「島根県福祉サービス第三者評価調査者名簿」に登載された者であること。
- (6) 次の文書を整備し公開していること
  - ① 第三者評価実施に当たっての基本理念及び評価の実施方法に関する規程
  - ② 倫理規程
  - ③ 守秘義務に関する規程
  - ④ 料金表
  - ⑤ 所属する評価調査者の一覧
  - ⑥ 評価事業の実績
- (7) 評価事業に関する苦情申し立て窓口及び責任者の配置等苦情解決への取組を行っていること。

### (評価機関の認証)

第3条 評価機関としての認証を受けようとする者は、必要な書類を添付して申請を行うものとする。

2 県は、前項の申請があった場合には、審査を行い、前条の要件を満たしている場合には、これを認証する。

### (認証の有効期限)

第4条 認証の有効期間は3年間とする。

### (認証の更新)

第5条 認証の有効期間の満了に際し、引き続き評価機関としての認証を受けようとする者は、有効期間満了の1ヶ月前までに、必要な書類を添付して更新申請を行うものとする。

2 認証の更新に際し、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年

度における評価件数が10件以上の場合にあっては、当該評価機関に所属する評価調査者が全国社会福祉協議会又は県が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

(評価機関が遵守すべき事項)

第6条 評価機関が評価を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 評価機関と特別な関係にある事業者の評価を行わないこと。
- (2) 評価機関は、評価契約締結後3年間は、評価を実施した事業者の事業に関係しないこと。
- (3) 評価機関の役員が関係する事業者の評価を行わないこと。
- (4) 福祉サービスを提供する施設若しくは事業所又はこれを経営する者が、当該評価機関の役員又は会員のうち半数を超えている場合には、外部の委員で構成する第三者性を有する委員会を設置し、評価結果を決定するに当たっては、あらかじめ同委員会の承認を得なければならない。
- (5) 評価調査者に、評価調査者が関係する事業者の評価を行わせないこと。
- (6) 一の事業者の評価調査には、第2条第4号ア及びイに該当する評価調査者それぞれ1名以上が一貫して従事すること。
- (7) 別に定める「島根県福祉サービス第三者評価実施要領」に基づき評価を実施すること。
- (8) 別に定める「島根県福祉サービス第三者評価事業公表要領」に基づき、評価結果を公表すること。
- (9) 評価機関の役員、評価調査者及びその他の職員は、評価の実施に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。また、評価機関を退職した後も同様とする。
- (10) 評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書面を評価調査者に絶えず所持させ、評価対象事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示させること。

(変更の届出)

第7条 評価機関は、認定申請を行った内容に主要な変更があった場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、変更事項を届け出なければならない。

(認証の辞退)

第8条 評価機関は、認証を辞退しようとするときは、30日前までに辞退を申し出なければならない。

(認証の取消)

第9条 県は、認証した評価機関が以下の各号に該当する場合は、推進委員会の審議を経て、認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件のいずれか一つが欠けた場合
  - (2) 第5条第2項に規定する更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合
  - (3) 第6条に規定する事項を遵守しない場合
  - (4) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合
- 2 前項第3号及び第4号の規定により認定を取り消したときは、県が委員会の意見を聴いて定める期間を経過した後でなければ、再び認証を受けることができない。

(認証事項の公表)

第10条 県は、第3条の規定に基づき評価機関を認証したとき、又は前条の規定に基づき認証を取り消したときは、インターネット上の県のホームページで公表する。

(調査・報告)

第11条 県は、調査の適正な実施を確保するため、必要に応じて評価機関及び評価の状況について調査を行い、又は評価機関に対し報告を求めることができる。

2 評価機関は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、認証を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。